



ロータリアン ハント・ブック

1987-1988年度

国際ロータリー第250地区

情報委員会



発刊に当って



国際ロータリー第250地区

ガバナー 秋 永 智 徳

ロータリアンの皆様が職業を通して社会に貢献される日ごろの奉仕活動に対し、心より敬意と感謝を申し上げます。

ロータリー哲学に共鳴する162ヶ国105万人に及ぶ世界のロータリアンは人類の恒久平和の理想に向って奉仕活動を展開してまいりました。拡大に伴ってロータリーも世界的な視野に立って、それぞれの対応が求められておりますが、見失ってならないものは「ロータリーの原点」であろうと存じます。

私自身についても反省してみますと、「ロータリーを正しく理解し、十分な活動をしていない。」と言う矛盾と情報教育の不徹底をロータリー活動の中に発見致します。

私は1987～88年度ガバナーとしてロータリーの原点に立ち返り、

「地域に根ざした思いやりのある、温かいロータリー。」を展開しようと地区内に訴えました。そのために「ロータリーとは」から出発する必要を痛感し、地区情報委員会に対し、「ロータリアン・ハンド・ブック」の研究・編集を要請致しました。それに応えて委員会の各位、特に田嶋光男委員（美幌RC）は永年に亘る研鑽によって得た知識と経験に基づき情熱を込め、自己の健康の限界を超える努力によって原稿を上梓するに至りました。そのような粉骨碎身の

目 次

執筆は田島委員をして、健康保持のため一時美幌RCを退会療養の止むなきに至る結果となったことは痛恨の極みであります。

地区責任者として田島委員の友情と挺身の奉仕にロータリーの原点を発見し心からなる感謝を申し上げますと共に、一日も早い全快によって再びロータリー活動に復帰されることを祈念して止みません。

地区全ロータリアンの皆様、この汗の結晶である小誌を常に座右のものとしてポケットに入れ、機会ある毎に紐解き勉強を重ね、正しい奉仕への起点とされることを切望致します。

末尾になりましたが、この発刊に当って道下・中原PGにご教示と推敲のご協力を頂いたことに深甚の謝意を表します。この未完の小誌が更に改訂を重ね、より正しく、より有用な刊行物たりうることを念願し発刊のことばと致します。

- はじめに…………… 1
- 1. ロータリーの創立とその歩み(1～6)…………… 3
- 2. ロータリーとは(1～4)…………… 9
- 3. 国際ロータリーの組織と機構(1～5)…………… 12
- 4. ロータリークラブの組織と運営(1～8)…………… 15
- 5. 会員の義務、権利、特典、特に出席規定(1～4)…………… 19
- 6. ロータリーの主な会合と行事…………… 22
 - [A] 会 合(1～14)…………… 22
 - [B] 行 事(1～8)…………… 24
- 7. 青少年プロジェクト(1～5)…………… 26
- 8. ロータリー財団のプログラム(1～7)…………… 27
- 9. ロータリー財団への寄付(1～5)…………… 29
- 10. 米山記念奨学会への寄付(1～7)…………… 31
- 11. ロータリーの刊行物…………… 33
- 12. ロータリーソング…………… 34
- 13. ロータリー用語あれこれ…………… 38
- あとがき…………… 54

はじめに

入会早々のロータリアンより、よく「ロータリーとは何ですか」と問われ、なかなか即答できず当惑する経験を持たれたベテランロータリアンも居られることと思います。又クラブの情報委員会にとって新会員の教育にあたって理解し易いロータリー教本があったならばと考えられたことがあると思います。それは当然のことと思います。なぜならば、ロータリーの発生を考えると数学の様に答が一つではなく、ロータリーは高邁な理念のもとに誕生した人生哲学の上に立った人間性の究極よりつくり出された思想と実践がロータリーですから、手続要覧一冊を熟読しても解決は仲々してくれません。

新会員にとっては例会場ではもとより、各種会合で初めてのロータリー用語がぼんぼん出て来て戸惑うことが多いと思います。この新会員用テキスト作成にあたって、最も簡便に理解し易い小冊子にと当初は考えましたが、稿を始めるとやはりロータリーを良く知るためにはロータリーの発生史は勿論、ロータリーの機構等種々考えさせられ本冊子の発行となりました。ベテランロータリアンにとっては当然の事項ばかりなので、ロータリーの復習として頂き、新会員には多少でも参考になれば本旨は達成されたと思います。賢明なるロータリアン各位の今後の各自の勉学で更に一層高邁なロータリーの境地が開かれますことを期待する次第です。

国際ロータリー第 250 地区情報委員会

委員長 石 黒 昭 夫 (天 塩R.C)
委員 伊 藤 道 哉 (北見東R.C)
委員 田 畠 光 男 (美 幌R.C)

1. ロータリーの創立とその歩み

(1) ロータリー創立者ポール・パーシ・ハリス(Paul Percy Harris)

ポール・ハリスは1891年アイオワ州立大学を卒業して後、5年間人生経験を得るために実に様々な職業に就いた。彼は後にこれを「5年間の愚行」と云って新聞記者、俳優、商科大学の講師、果樹園や乾葡萄製造工場での労働、証券会社の立会人、カウボーイ、大理石会社の外勤営業部員等を勤め、家畜運搬船の水夫になり、イギリス、スコットランド、アイルランド、ベルギー、イタリア、フランス、スイス、オーストラリア、ドイツ、オランダの諸国を漫遊し、5年の歳月を経て最後シカゴに移って1896年弁護士を開業した。

(2) ロータリーの誕生

人生遍歴で常識を著しく豊富にしたポール・ハリスは1905年その頃経済恐慌で人心の荒れずさんでいたアメリカ社会、特にシカゴの状況を憂えて、奉仕の精神によって人の和を計ることこそよりよい社会をつくりだす道であると考え、1905年2月23日に、

シルヴェスター・シール Sylvester Shiele 石炭商

ハイラム・ショリー Hiram Shorey 洋服屋

ガスターヴァス・ローア Gustavas Loehr 鋳山技師

の友人3人と語らってこの理想を広く人々に呼びかけようと、第1回の会合をひらいたのがロータリークラブの誕生であり、ロータリーとは会員が持ち回りで順番に集会を各自の事務所で開いたことから名付けられた。

(3) バッジの制定(Rotary Emblem)

当初例会場の持ち回りと、物と思想の伝達手段として、馬車とを結びつけて馬車の車輪を以てロータリークラブの紋章とし、種々の変遷を経て現在の6本の輻と24の輪歯および一つの楔穴のある歯車の徽章が1923年の国際大会で決定し今日に至っている。

(4) ロータリーソングの発生(Rotary Song)

1906年頃、親睦団体たるクラブで奉仕に力点がおかれると、親睦が壊れてきて何んともなく冷たい雰囲気が出るクラブ内の危機がやってきた折、「皆んなで歌を唱おう」とハリ・ラグルスが提唱しかくしてクラブに友愛心が取り戻され、会員は再びクラブ活動に専念するようになった。

国際ロータリーが発表している「ロータリー歌曲集」の歌曲は104曲あるが、その中でロータリアンが作曲したものは46曲しかない。

(5) 四大奉仕の発生と拡大

① 社会奉仕(Community Service)

初期のロータリーに於ける奉仕概念は、漠然とした対社会奉仕の概念として現われ、1907年にシカゴクラブがシカゴ市に公衆便所設置の運動で始まったが、社会奉仕の本旨は会員の個人的奉仕の奨励か、ロータリークラブはいかなる問題に対しても団体的奉仕活動でなければならぬとの史上最大の論争となり、一時ロータリー分裂の危機をはらんだが、1923年セントルイス大会の決議第34号がこの対立を氷解させた。

その後、幾度かの変遷を経て社会奉仕活動に対する方針である決議23~34は、社会奉仕に関する基本原則を定めたものとして手続

要覧第6章に明記されてあるので熟読されたい。

② 職業奉仕(Vocational Service)

職業奉仕なる概念が正式の名称として1931年のアメリカの経済恐慌期にでき、ロータリアンの中でも不心得者や偽善者達はバタバタと倒産していった時、ロータリーの根本原理を実践していた企業経営者は難をまぬがれたばかりでなく、全国的に経済界救済に立ち上ったという興味深い歴史的事実がある。職業奉仕を知ることはロータリーの綱領を理解し鼓吹・育成することで綱領については後記するが、職業奉仕の意義を理解するため是非「奉仕こそわがつとめ」を読むことを薦めます。

③ 国際奉仕(International Service)

国際奉仕は1919年ソルトレークシティの国際社会に於ける奉仕の実践として、国際大会の決議によって認められたもので、直接の原因は1914年に勃発した第1次世界大戦であった。戦争があって国際奉仕が起るのではなく、国際理解と友好親善が戦争を防ぐことが出来ると云う理論のもとに、1921年のエジンバラ大会で更にロータリーの奉仕の原点に合わせて再構成され確立した。

③' ロータリー財団 (Rotary Foundation)

1917年アメリカがドイツに宣戦布告をした時、カンサスシティで開かれた大会で、アーチシー・クランプ会長が、国際親善を目的とする教育と慈善のための基金の提唱を行ったもので、カンサスシティロータリークラブの26ドル50セントが最初の基金であった。1931年にロータリー財団と名称を変更し今日に至っ

ている。

「かくして1919年ソルトレイクシティ大会でロータリー綱領の中に組み込まれ手続要覧第7章国際奉仕におけるロータリーの基本方針となっている。」

④ クラブ奉仕 (Club Service)

クラブ奉仕はロータリーの四大奉仕中最も基礎的な奉仕活動である。

クラブ奉仕活動は3目的をもった委員会に分けられる。

会員増強～会員増強、職業分類、会員選考

親 睦～親睦活動、出席、プログラム、会報、SAA

教 育～ロータリー情報、広報、雑誌

委員会活動の詳細はクラブの組織と運営の項に後記する。

⑤ 青少年への奉仕(Service to Youth)

1908年シカゴクラブ会員と新聞青少年との出会いの文献を見ると、これが青少年への奉仕の第1号と考えられ、1921年青少年活動担当委員会が発足し活動は始まり、具体的計画は1961年度のインターアクトクラブ計画実施、1967年度のローターアクトクラブ計画採択し、1968年度には青少年活動週間（現在は月間）を選定し、1975年度は国際ロータリー理事会は5大奉仕部門とも云われる青少年委員会をつくり委員長を理事に任命し青少年活動に重大な意欲を示した。

(6) 国際ロータリーへの発展

1907年ポール・ハリスがシカゴクラブ第3代会長に就任し、ロ

ータリー運動を拡げる動きの概要を図示します。

年 度	記 事	クラブ	会員数
1905	シカゴRC	1	12
1908	サンフランシスコRC	2	200
1909	オークランド・ロスアンゼルス他	6	510
1910～1911	カナダにRC(国際化の第一歩)	16	1,500
1911～1912	ロンドン・アイルランドにRC ミネソタ大会で国際ロータリークラブ連合会	28	2,500
1913～1914	英連合会(RIBI)結成		
1915～1916	キューバ・ハバナRC	186	20,700
1918～1919	南米とアジアにRC	407	38,800
1919～1920	中国・インド・アルゼンチンにRC	530	45,000
1920～1921	東京・マドリッド・メルボルン・パリ・メキシコ・ニュージーランド	758	56,800
1921～1922	ノルウェー・ペルー ロスアンゼルス大会で国際ロータリーと改称	975	70,000
1932～1933	札幌RC	3,514	155,000
1940～1941	1940.9.1日本第二次世界大戦でRIを脱退	5,066	213,800
1946～1947	ポール・ハリス シカゴで死去	5,828	279,881
1947～1950	日本・韓国・ドイツでRC復活	6,834	329,342
1977～1982	1980・RI75周年・3H運動	19,825	909,000

1988年5月現在162ヶ国23,375RC、1,047,299会員に達し、更に大きな発展が期待されている。

(日本のロータリー)

わが国のロータリークラブは1920年(大正9年)10月20日、当時三井銀行の重役であった米山梅吉氏が始めて東京に創立し、翌10年4月1日世界で858番目のクラブとして加盟承認されたが、その後第二次世界大戦の結果、一時国際ロータリーから脱退するのやむなきに至ったこともあったが、戦後国際ロータリーに復帰するや益々発展、現在は北は北海道、南は沖縄までクラブ数1,790、会員数104,502人(5月現在)。わが250地区64クラブ2,967人の会員数に達しなお全ての都市、町にその理想の翼を広げる努力がなされている。

2. ロータリーとは

(1) ロータリーの目的

社会生活における人間の幸福は、他人への思いやりと助け合いにあるとするロータリーでは、国際奉仕、社会奉仕、職業奉仕、クラブ奉仕の4部門を設け、各自の職業を通じて「奉仕の理想」を推進することを目的としており、そのために「ロータリーの綱領」の四つの道をひらき、「四つのテスト」に照らして反省につとめるものである。

(2) ロータリーの綱領(Object of Rotary)

最初の綱領は1906年

第1. 会員の職業上の利益増進

第2. 親交と社交クラブに普通付帯する望ましい事物の推進であって、会員親交のみであったが新会員勧誘の折、対社会的意義の欠けているクラブには将来性がないと言われ、ポールハリスは次の項目を加えた。

第3. シカゴ市の最善の利益を振興し、会員間に市民としての誇りと忠誠の精神を鼓舞すること。

綱領はその後数度の改定を経て1935年メキシコシティー大会に於いて、現在の国際ロータリー定款第3条に記載されている次の原文になっている。

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹・育成することにある。

第1. 奉仕の機会として知り合いを拓めること。

第2. 実業および専門職業の道徳的水準を高めること。あらゆる

る有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめること。

第3. ロータリアンすべてがその個人生活・職業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第4. 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

(3) 四つのテスト (The Four-Way Test)

四つのテストはシカゴのロータリアンで、国際ロータリー会長経験者ハーバード・テイラ氏が考案したもので、彼は1932年倒産寸前のアルミニウム製品会社の破産防止の役を命ぜられた。会社は運転資金として6,100ドルを銀行より借りた。当時会社は立派な製品を扱い献身的に働く優秀な社員がいたが、当社より資金状態の良い競走業者があり、そのため第1に社員の人選を入念に、第2に社員が会社と共に進むための最善の努力のために、

1. 真実かどうか。
2. みんなに公平か。
3. 好意と友情を深めるか。
4. みんなのためになるかどうか。

を書きあげ社長自身忠実に実行し、更に全従業員に四つのテストを暗記させ対人関係にこれを用いるように求めた。その結果、世間の信用は増し商品の売れ行きは増加し、業者間の信頼と友情をかち得て20年間に及ぶ努力により倒産寸前の会社は、債務を完済し100万ドル以上の株主配当を行ない、猶200万ドルを超える資産

を有するようになった。

1943年1月国際ロータリー理事会は、四つのテストを職業奉仕の理想の一面として取りあげた。

(4) ロータリーの標語 (Rotary Mottoes)

超我の奉仕 "Service Above Self"

1911年ポーランド大会で、ミネアポリスクラブの初代会長の弁護士 フランク B・コリンズ氏によって提唱。この言葉は1950年のデトロイト大会 (決議50~11、51~9) で正式に採択された。

3. 国際ロータリーの組織と機構

(1) クラブと国際ロータリー

個々の会員はその所属するクラブの会員であって、直接国際ロータリーの会員ではなく、それぞれのロータリークラブは独立し、国際ロータリー (Rotary International 略称 R.I) は全世界のロータリークラブの管理機構で、国際ロータリー中央事務局は、米国イリノイ州エバスタンに設置されている。

(2) 組織および役員

管理の主体の構成および役員は18名の理事からなる理事会で、その18名は会長、会長エレクトおよび各ゾーンから選ばれた理事16名からなる。その他管理事務担当として事務総長、地区ガバナー、地区ガバナーおよびグレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーの会長、直前会長、副会長および名誉会計が国際ロータリーの役員である。

(3) 管理運営

◦理事会 (Board of Directors)

R.Iの管理主体であり、R.Iのすべての役員および委員会を管理し、ロータリーの目的への活動に必要な方法を講じ決定を行なう。

◦国際大会 (Convention)

毎年4月・5月または6月に開催され、3カ年連続同一国内では開けぬことになっている。この国際大会に於いて加盟クラブの代議員によってR.Iの役員を選挙する。

◦規定審議会 (Council on Legislation)

R.Iの立法機関で3年毎に国際大会開会予定日の120日以前に開かれ、各地区から代表議員が1名宛選ばれて審議に当る。議案はクラブ・地区・R.I理事会より提案され、制定案および決議案として上程され、前者はR.I定款・細則および標準クラブ定款・細則の改正に関するもの、後者はその他のものである。

◦国際協議会 (International Assembly)

次年度の地区ガバナー・ノミネーに対しての研修会で毎年2月または3月に開かれている。

(4) 地域・ゾーン・地区・分区・区域限界

◦地域 (Region)

R.Iによって便宜的に分割された地理的区域のことで、全世界を6大別し日本はアジア地域に属して、地域には数年毎に地域大会が催される。

◦ゾーン (Zone)

地域を更に細分したもので、選出されるR.I理事の選挙区のようなものである。日本は現在アジア地域の第1及び第3ゾーン (日本列島を縦割りにして新潟、群馬、埼玉、神奈川以東を第1ゾーン、以西を第3ゾーン、第250地区は第1ゾーン) に属しているが、第1ゾーンと第3ゾーンは交互に理事を2年ずつ出すので、日本からは常時1名の理事が出る。

◦地区 (District)

R.Iの管理の便宜上幾つかの群に区分し、これらの群を地区といいR.I 1987年の地区数は439の地区に分かれ、日本では

29の地区に分けられている。

◦ 分区 (Group in District)

地区内のクラブを更に数グループに分け、その1グループを分区という。

◦ 区域限界 (Territory)

それぞれのクラブが会員選挙又は奉仕活動の基盤とする区域で R.I 細則第 1 条又は手続要覧第 1 章を参照されたい。

(5) 地区ガバナー (District Governor)

ガバナーは R.I 理事会の指揮下にて地区内の管理運営に当り、地区内唯一の R.I 役員で所管地区内のクラブによって指名され、地区大会でガバナー・ノミネー (Governor Nominee) として指名され、国際大会によって選挙されてガバナー・エレクト (Governor-Elect) と呼ばれ、7 月 1 日に就任し 1 年間ガバナーの任につく。

ガバナーの主な任務は新クラブの結成、地区内クラブの指導育成、R.I とクラブ間の連絡、地区大会を主宰し、会長エレクト研修セミナーと地区協議会の計画・準備に当たる次期地区ガバナーへの協力、クラブ公式訪問、月信の発行等である。またガバナーの事務上の秘書として地区幹事、地区内の諸事業計画に対する助言者として地区諮問委員会、分区内の管理事務の補助者として分区代理等を置く。

4. ロータリークラブの組織と運営

(1) クラブの定款・細則

1922年に国際ロータリー定款・細則並びに標準クラブ定款と推奨クラブ細則が制定され、標準クラブ定款のクラブ名称と区域限界の変更は R.I とクラブの合意があればできるが、それ以外は R.I 規定審議会の議決なくして改訂できないが、推奨クラブ細則は R.I の定款・細則に矛盾しない限りクラブ自身の事情に応じて変更することができる。

① 定款は第 1 条(名称)、第 2 条(区域限界)、第 3 条(綱領)、第 4 条(会合)、第 5 条(会員身分)、第 6 条(職業分類)、第 7 条(出席)、第 8 条(理事および役員)、第 9 条(入会金および会費)、第 10 条(会員身分の存続)、第 11 条(地域社会、国家および国際問題)、第 12 条(ロータリーの雑誌)、第 13 条(綱領の受諾と定款・細則の遵守)、第 14 条(仲裁)、第 15 条(細則)、第 16 条(改正) から成る。

② 細則は第 1 条(理事および役員選挙)、第 2 条(理事会)、第 3 条(役員の仕事)、第 4 条(会合)、第 5 条(入会金および会費)、第 6 条(採決の方法)、第 7 条(委員会)、第 8 条(委員会の仕事)、第 9 条(出席義務の猶予)、第 10 条(財務)、第 11 条(会員選挙の方法)、第 12 条(決議)、第 13 条(議事の順序)、第 14 条(改正) から成る。

以上の通り定款・細則はロータリーを知るために、これを精読する必要があるので手続要覧に目を通して欲しい。

(2) クラブの会員身分

会員の種類は次の4種類である。

① 正会員（アディショナル正会員を含む）

会員の資格は善良な成人男子であって、職業上良い世評を受けていて、一般に認められた有益な実業または専門職業に関して次に該当する者。

- 持主、共同経営者、法人役員、支配人。
- 裁量ある管理職。
- 地方代理人、支店代理人、支店代表者。

② シニア・アクティブ会員

- 一つまたはいくつかのクラブで通算15年以上会員であった者。
- 現在60才以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算10年以上会員であった者。
- 現在65才以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算5年以上会員であった者。
- 現在R.Iの役員であるか、またはかつてその役員であった者。

③ パスト・サービス会員

現職から引退した会員は、正会員の資格を失うが通算3年以上正会員であった者は、パスト・サービス会員に選挙されることができる。但し会員歴にかかわらず、55才に達していなければならぬ。

④ 名誉会員

ロータリーの理想推進のために称賛に値する人を選挙することができる。但し投票権はなく、クラブのいかなる役職にもつ

けない。詳細は、R.I細則第3条、ロータリークラブ定款第5条に記載されている。

(3) 理事および役員

クラブ年次総会で会員の中から細則で決められた数の理事が選ばれ、理事の互選によって役員が決定される。

クラブ役員は、会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督である。

(4) 理事会 (Board of Directors)

毎月1回定例理事会を開催する。理事会はクラブの管理主体でクラブ運営上、最終の決定権をもっている。

(5) クラブ協議会 (Club Assembly)

理事、役員、委員長の会合で年6回以上会長によって招集され、クラブ全般的運営について相談し、その結果を理事会に報告し反映させる。

(6) 委員会 (Club Committee)

会員はすべて何れかの委員会に所属し、全員が奉仕活動に参加する。クラブには四大奉仕部門毎に委員会を設け、その下に幾つかの小委員会がある。特に職業分類委員会およびロータリー情報委員会は各3名の委員をもって構成し、毎年1名の委員を3年の任期をもって任命し継続性をもたせている。

(7) クラブ・フォーラム (Club Forum)

奉仕活動について会員に情報を伝達することを目的とする全クラブ会員の公式会合であって、四大奉仕部門別に少くとも年4回開催するようにR.Iから勧告されている。

(8) クラブ例会 (Club Meeting)

クラブ定款第4条に基づき、毎週1回定例の日時に定められた場所で開かれる。法定休日やクラブ会長の死去、災害、伝染病の外には例会の取消しは認められない。

5. 会員の義務、権利、特典 特に出席規定

(1) 義務 (クラブ定款第13条)

- 会員は綱領に示されたロータリーの原則に従って行動しなければならない。
- 会員はクラブの定款・細則に従い、その規定を守る責任がある。
- 会員は入会金及び会費納入の責任がある。
- 会員はクラブの例会は勿論、クラブのすべての会合に少なくとも60パーセントの出席が要請される。
- ロータリーの徽章は個人の職業上の用箋や名刺に使用してはならない。

(2) 権利 (正会員)

- 職業分類を代表とする。
- クラブのいかなる役職にもつくことができる (R.I 細則で資格条件がある)。
- 投票権をもっている。
- あらゆる会合に出席できる。
- すべての会員を推薦することができる。
- シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員になれる。
- 会員はロータリー徽章バッジ又はその他の記章を佩用することができる。

(3) 特典

- ロータリークラブ会員には、たとえ本人が希望してもなれないが所定の手続によって選ばれて初めて会員となる。
- 入会と同時に世界中のロータリアンと友達になれ、親交を受け

ることができる。

- 日本は勿論、世界中のどこのクラブの例会や会合に出席して知り合いを拡げながら、好意と友情を深め奉仕の機会がつけられる。
 - ロータリー活動を通じて自らが地域社会に、職業に、国際的に奉仕し得る。
 - 自分と異った職業人と知り合いを拡めることができる。
- (4) 出席規定と欠席による会員身分の終結（クラブ定款第7条）
- 会員が本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席するか、または次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。
- 本クラブの前回の例会の定例の時から、次回の例会の定例の時までの間に、
- 1) 他のロータリークラブ又は仮クラブの例会に少なくとも60パーセント出席。
 - 2) 本クラブの指示によって、ローターアクト又はインターアクト・クラブの例会に出席。
 - 3) 国際大会、地域大会、地区大会、地区協議会、都市連合会、その他の地区会合に出席。
 - 4) 他クラブの例会に出席の目的をもって、そのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが定例の時間と場所で例会を開いていなかった場合。
- 出席規定の免除
 - 1) 長期にわたる健康不良で、理事会が承認した場合。

2) シニア・アクティブ会員（20年以上会員で65才に達しているか、15年以上会員で70才に達している）で書面で幹事に通告し理事会が承認した場合。

◦ 欠席による会員身分の終結（クラブ定款第10条）

理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、次のような場合は自動的に終結される。

- 1) 連続4回例会に出席もメイクアップもしていない場合。
- 2) 本クラブの会計年度の前半又は後半の6カ月間の出席率が60パーセントに達しない場合。
- 3) 本クラブの会計年度の前半又は後半の6カ月間に開かれた所属クラブの例会総数のうち、少なくともその30パーセントに出席していない場合。

◦ 出席義務の猶予

理事会に対し書面をもって、正当かつ十分な理由を介して申請することによって、会員は一定期間に限り本クラブの例会出席を免除する出席義務の猶予が与えられる。

6. ロータリーの主な会合と行事

〔A〕 会 合

- 1) クラブ例会 (Club Meeting)
18ページ参照
- 2) クラブ理事会 (Club Board of Directors)
17ページ参照
- 3) クラブ委員会 (Club Committee)
17ページ参照
- 4) クラブ協議会 (Club Assembly)
17ページ参照
- 5) クラブフォーラム (Club Forum)
17ページ参照
- 6) クラブ年次総会 (Club Annual Meeting)
クラブ細則に定めた日 (毎年12月31日もしくはそれ以前) に開催し、次年度の理事を選挙する。
- 7) 炉辺会合 (Fire-side Meeting)
委員会ごと或は関連する委員会の会員が、例会以外は通常ロータリアンの家庭で開き、親睦と共にロータリーに関する諸問題につき理解増進の機会をつくることを目的とする。
- 8) 都市連合一般討論会 (Intercity General Forum)
略してI・G・Fといい、近隣都市の数クラブが集まってロータリーの諸問題について討論されるが、実際には分区単位の一一般討論会の形式が多く、主に新会員の出席が要請される。

9) 地区協議会 (District Assembly)

地区ガバナーが主催し、次期ガバナーの指導の下にR・I理事会の指名された者、概ね次期会長・幹事にクラブを運営する主な委員長を集めて教育とロータリーの情報を提供し協議するもので、会長エレクト研修セミナー終了後遅くとも5月31日までに開催されることになっている。

10) クラブ会長エレクト研修セミナー

(Club President-Elect Trainig Semminar)

地区ガバナー・ノミニニーが地区ガバナーと協力し、R・I会長が発表したテーマ及び国際ロータリーの新プログラムと継続中のプログラムの実施、次年度の地区及びクラブのプログラムと活動の立案等を研修する会合で、国際協議会后1カ月以内に実施することになっている。

11) 地区大会 (District Conference)

地区大会は毎年国際大会、国際協議会、地区協議会と同時でない日を選んで、地区ガバナー及び地区各クラブ会長の過半数の同意を得た時期、場所において開催され、地区内会員及び家族のために感激と親交を深めることを目的とした会合で次年度ガバナーの指名が行われ、開催期間は2日以上になっている。

12) 国際協議会 (International Assembly)

毎年国際大会の開催前(2月～3月)に地区ガバナー・ノミニニーに対して、ロータリー教育と管理上の任務に関する指導を目的としたR・I管理において最も重要な国際会議で

ある。

13) 国際大会 (International Convention)

国際大会は毎年4月、5月または6月にR・I理事会の決定する時と場所において開催され、世界各地より多数の会員が集まり、ロータリーの発展を活発に推進しようとする意欲を起させようとするを目的とした大会で、この大会でR・I会長、理事、役員、地区ガバナー等が選ばれる。

14) 規定審議会 (Council on Legislation)

13ページ参照

〔B〕 行 事

1) 会員増強および拡大月間 (Membership and Extension Month)

毎年8月に退会防止、新会員入会、新クラブ結成を強調するためのプログラムを。

2) 青少年活動月間 (Youth Activities Month)

毎年9月にロータリー提唱のすべての青少年活動に焦点を当てる。

3) 職業奉仕月間 (Vocational Service Month)

毎年10月に職業奉仕に焦点をしばったプログラムを。

4) 米山月間 (Yoneyama Foundation Month)

毎年10月に米山記念奨学会への特別プログラムを。

5) ロータリー財団月間 (The Rotary Foundation Month)

毎年11月に少なくとも一つのクラブ・プログラムを財団に。

6) ロータリー理解推進月間 (Rotary Awareness Month)

毎年1月に会員や一般社会の人々に情報を行き渡らせるプロ

グラムを。

7) 世界理解月間 (World Understanding Month)

毎年2月に世界平和の理解と親善を強調するプログラムを。

8) ロータリー創立記念日・世界理解と平和の日

(World Understanding and Peace Day)

2月23日、ロータリーの国際理解と友情と平和への献身の日。

9) ポリオ・プラス月間 (Polio Plus Month)

毎年3月にポリオ・プラスプログラムの推進を。

(1990年まで)

10) ロータリー雑誌月間 (Rotary's Magazine Month)

毎年4月に雑誌に関するプログラムを。

7. 青少年プロジェクト

1) ロータリー青少年指導者養成プログラム

(Rotary Youth Leadership Awards)

R.Y.L.A (ライラ) プログラムは地域社会の若い人々の指導者及び善良な市民としての資質を伸ばすことを目的として、セミナーが指導者キャンプ方式で世界各地で行なわれている。

2) 青年功績賞(Youth Merit Awards)

青年が奉仕の精神、信頼性、指導力において優秀な者を表彰する。

3) 青少年障害者(Youth Disabilities)

青少年障害者を青少年プロジェクトに参加させる。

4) インターアクト・クラブ(Interact Clubs)

高校に在学中の年令14才～18才までの学生を一つかまたは数クラブのロータリークラブによって結成され、提唱され、かつ指導監督され地区ガバナーによって確認された後、国際ロータリーの証明と承認を経て設立される。目的は、奉仕と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で、相共に活動する機会を青少年に与えるためにある。

5) ローターアクト・クラブ(Rotaract Clubs)

奉仕を志向する市民と指導者を育成するために、18才～28才の若年成人を対象にロータリークラブが提唱するクラブで、地区ガバナーによって確認後、国際ロータリーの証明と承認を得て設立される。

8. ロータリー財団のプログラム

ロータリー財団の目標を助長する明確かつ効果的な手段として次の7つの活動を行っている。

1) 奨学金(Scholarships)

大学院課程奨学金	20才～28才までの青年男女学生
大学課程奨学金	18才～24才までの青年男女学生
職業研修奨学金	21才～50才までの男女教師
ジャーナリズムの奨学金	21才～50才までの男女ジャーナリスト
障害者教師奨学金	21才～50才までの男女障害者教師
特別の目的をもった競争制の奨学金	

2) 研究グループ交換(Group Study Exchange)

G.S.Eと略して云いロータリアンでない25才～35才までのチームメンバーは全員一地区出身者であり、男性(5名)と地区ガバナー代理、女性(4名)と地区ガバナー代理夫妻で構成する。実業人及び専門職業人で構成し4～6週間海外で実地研修をする。

3) 特別補助金(Special Grants)

異なる国の人々との間の理解と友好関係を増進させることに寄与する資格の教育的又は人道的プロジェクトに対する相当額の資金を調達するもの。

4) 大学教員のための補助金(Grants for University Teachers)

開発途上諸国の高等教育機関で教鞭を執っている有資格の男女。

5) 保健、飢餓追放及び人間性尊重プログラム

(Health Hunger and Humanity Program)

3 Hプログラムと云い目的に適合したものに。

6) ポリオ・プラス(Polio Plus)

ロータリー創立 100 周年の2005年までに世界からポリオ・麻疹・破傷風・百日咳・ジフテリア・結核を制圧するため1億2,000万ドル募金により実施している。

7) 災害救援(Disaster Relief)

50万ドル災害救援基金を設置し被災地に送付する。

9. ロータリー財団への寄付

自発的寄付の基礎の上に発展しているが、全ロータリアンに毎年継続的な寄付が奨励されている。

1) 寄付に対する表彰

個人寄付を含むクラブの総寄付額が1年度会員1人当り米貨10ドルになった時、そのクラブは「100%ロータリー財団クラブ」としての荣誉を得、以後年10ドルとなる度毎に次のパーセントの段階に進む。

2) ポール・ハリス・フェロー(Paul Harris Fellow)

1年間に米貨1,000ドル以上を寄付した人にこの証明書とメダルおよび襟章が贈呈される。

3) ポール・ハリス準フェロー(Paul Harris Sustaining Fellow)

10年以内に1,000ドル寄付する意思を表明し、最初に少なくとも100ドル寄付した人に認められ、1,000ドルに達したときポール・ハリス・フェローとして認定される。

4) マルチプロフェロー (Multiple Fellow)

ポール・ハリス・フェローによる米貨1,000ドルから5,000ドルまでの寄付。1年度内に1,000ドル寄付するたびにサファイアが一つ(最高5つ)付いた金のラベル・ピンが贈呈される。

5) メモリアル・コントリビューター(Memorial Contributor)

亡くなった人を記念して1年度内に米貨100ドル以上を寄付した人、またはクラブにこの証書が発行される。

6) 遺贈 (Bequests)

遺言状に財団への遺産贈与を記載し、管理委員会に通知した人は美しい記念品を贈られ、中央事務局の名簿に記載され、永遠に陳列される。

10. 米山記念奨学会への寄付

日本ロータリーの創始者 米山梅吉氏が1946年4月28日没せられ東京R・Cが、1953年米山梅吉氏が生前東南アジアからの私費留学生へ援助を与えていたことを記念して、米山基金として発足した。

後に全国R・Cの支持を得、米山記念奨学会と発展させた。現在はアジアのR・Cの所在する国また地域ばかりでなく、全世界からの私費留学生にも支給している、日本ロータリー独自の奨学事業である。奨学金の支給、奨学生に対するカウンセリング、医療費補助、学会出席の旅費支給を事業内容としている。

◇寄付金の種類

1) 普通寄付

クラブ毎に会員1人当り年額1,000円以上と定めている。

2) 特別寄付

個人又はクラブとして普通寄付以外に寄付されるもので金額は問わず、免税措置がある。

◇寄付金に対する表彰

3) 米山功労クラブ

個人の寄付を含むクラブの特別寄付の合計額が100万円に達した時「米山功労クラブ」として地区大会で表彰されメダルが贈られる。

4) 1,000万円達成クラブ

普通寄付と特別寄付の合計額が1,000万円に達した時「1,000万円達成クラブ」として表彰状が贈られる。

5) 米山功労者

個人の特別寄付の合計額が30万円に達した時「米山功労者」として地区大会で表彰されメダルが贈られる。

6) 準米山功労者

第1回の寄付金として3万円以上納め、5年以内に30万円に達するまで寄付を続ける意思を表示した人は「準米山功労者」と認められ登録される。

7) 米山協力者

個人の特別寄付の合計額が15万円に達した時「米山協力者」として表彰されメダルが贈られる。

11. ロータリーの刊行物

国際ロータリーの機関誌は英語で毎月刊行されている「ザ・ロータリアン」(The Rotarian)とスペイン語で隔月刊行されている「レビスタ・ロータリア」(Revista Rotaria)の2種類あり、会員はクラブ定款の規定によりその購読を義務づけられている。しかし1977年のサンフランシスコ国際大会でこの条項が改正され、会員は上記の公式雑誌又はR.I 理事会の指定する公式地域雑誌のいずれかを購読することが義務づけられた。

日本では1953年(昭和28年)1月に「ロータリーの友」が創刊されたが1980年7月から公式地域雑誌に指定された。

尚「ロータリーの友」の英語版として「The Rotary No-Tomo」が昭和51年から発刊され、日本の正しい姿を海外に紹介する良い資料として海外のロータリアンに喜ばれている。

12. ロータリーソング

奉仕の理想

作詞 前田 和一郎

作曲 荻原 英一

奉仕の理想に集いし友よ
御国に捧げん我等の業^{なりわい}
望むは世界の久遠の平和^{くおん}
めぐる歯車いや輝きて
永久に栄えよ 我等のロータリー^{とわ}

我等の生業

作詞 高野 辰之

作曲 岡野 貞一

一、我等の生業^{なりわい}さまざまなれど
集いて図る心は一つ
求むるところは平和親睦^{やわらぎむつび}
力^{つと}むるところは向上奉仕
おうロータリアン 我等の集い
二、奉仕に集える我等は望む^{このみ}
正しき道に果をとるを^{こそ}
人の世^{こそ}挙りて光を浴みつ^あ
力を協^{あわ}せて争^い忌むを
おうロータリアン 我等の集い

それでこそロータリー

作詞 矢野 一郎
作曲

一、どこで会っても やあと言おうよ
見つけた時にゃ おいと呼ぼうよ
遠い時には 手を振り合おうよ
それでこそ ローローロータリー

二、笑顔笑顔で 語り合おうよ
心^{こころ}で 結び合おうよ
みんな世の為 働き合おうよ
それでこそ ローローロータリー

三、どこの国にも 友が居るよ
みんな一つの 輪になろうよ
同じ心で 親しみ合おうよ
それでこそ ローローロータリー

手に手つないで

作詞 矢野一郎
作曲

一、手に手つないでつくる友の輪
輪に輪つないで つくる友垣
手に手 輪に輪
ひろがれ まわれ 一つ心に
お、ロータリアン
お、ロータリアン

二、手に手つないで つくる友の輪
輪に輪つないで つくる友垣
手に手 輪に輪
ひろがれ まわれ 世界と共に
お、ロータリアン
お、ロータリアン

R-O-T-A-R-Y

R-O-T-A-R-Y
That spells Rotary;
R-O-T-A-R-Y
Is known on land and sea;
From North to South, from East to West
He profits most Who serves the best;
R-O-T-A-R-Y
The spells Rotary;

13. ロータリー用語あれこれ

ア

アイ・ジー・エフ [I.G.F] インターシティ・ゼネラル・フォーラムの略。都市連合一般討論会のこと。 22ページ参照

アクティブ・メンバー [Active Member] 正会員。 16ページ参照
アディショナル・クラブ [Additional Clubs] 既存のクラブが管轄区域を割譲するか或いは同一区域内に併設の形で結成され、国際ロータリーへの加盟を認められた新クラブのことをいう。

アディショナル・メンバー [Additional Active Member] 追加正会員。正会員は自分と同じ職業分類の者を1名だけ追加正会員として推薦することができる。追加正会員の会員としての権利義務は、同一職業の追加正会員を推薦することができない事を除き正会員と全く同じである。推薦者が正会員でなくなった時は自動的に正会員になり職業分類の保持者となる。

アール・アイ [R.I] ロータリー・インターナショナル(Rotary International)の略。国際ロータリーで全世界のロータリークラブが加盟している唯一の機構。中央事務局はシカゴ郊外エバンストンに在り、R.I本部と言われる。

R.Iのテーマ 毎年慣例として新しいR.I会長から発表されるロータリーメッセージ。このテーマは、ロータリー年度を通じて奉仕の実践に最も重要である。

R.I理事会 国際ロータリーの管理主体で理事は18名。日本を含むアジアからは2名が選出される。任期は2ケ年。理事会はR.I事務総長を加えて19名で開催される。

アッセンブリー (協議会) クラブ協議会、地区協議会、国際協議会があり、主として役職による出席義務者が規定されている。

イ・エ

一業種一人の原則 ロータリーでは正会員に関する限り、一業種から一人に限るという原則が厳守されているが、これはクラブの会員構成のバランスを崩すことを防ぐと共に、まだ正会員が選ばれていない業種から正会員を選ぶべきであるということである。

インターアクト・クラブ [Interact Clubs]

26ページ参照

SAA [Sergeant At Arms] 会場監督と訳されているが、例会をはじめあらゆるロータリーの会合での秩序維持に関して絶対の権限を持っている。クラブ細則によりクラブの役員であり、理事である場合もある。

カ

会員 [Member ship] メンバーとも略称される。会員には正会員、アディショナル正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員があり、会員の推薦と一定の手続を経て会員となる。

会員選考委員会 会員から推薦された入会候補者を、あらゆる面から検討し、会員として適格者であるかどうかを理事会に報告する。

会員増強委員会 この委員会は常にクラブの職業分類表を検討し、未充填分類を充填する適格者を理事会に推薦する様積極的につとめる。

会員の事業場又は住居の制約 会員の事業場又はその住居はクラブの区域限界内もしくは所在する市の行政区域内または直接に隣接するクラブの区域限界内になければならない。

会長〔President〕国際ロータリーの会長を指す場合と各クラブの会長を指す場合がある。何れもそれぞれの理事会の議長となり理事会を統率し、国際ロータリーまたはそれぞれのクラブを代表する。前者は国際大会に於て選挙され、後者はクラブ理事会に於て互選される。何れも翌年7月1日に就任し、任期は1ケ年。クラブ会長は就任前に研修セミナーと地区協議会に出席義務がある。

会長エレクト〔President Elect〕会長に選挙されたものという意味で、選挙後翌年7月1日に就任するまでの間の会長予定者の呼称。

会長エレクト研修セミナー クラブ会長の任務と責務をより深く理解するために、会長エレクトはクラブ会長エレクト研修セミナーと地区協議会に出席の義務がある。

正当な理由により出席できない場合は代理人を出席させ、その報告を受けなければならない。

ガバナー〔District Governor〕地区ガバナー

14ページ参照

ガバナー・エレクト〔Governor Elect〕地区大会でガバナー・ノミニニーに当選し、R.I会長から次年度ガバナーに指名された人。通常ガバナー就任まで1ケ年の期間がある。

ガバナー・ノミニニー〔Governor Nominee〕地区大会に於て次の地区ガバナー候補者に選挙された人。R.I会長はこの人を次年度ガバナーに指名する。指名後はガバナーエレクトとなる。

ガバナー月信〔Governor's Monthly Letter〕地区ガバナーから毎月地区内の会長及び幹事宛に送られる文書で、そのうち重要事項は会長から全会員に知らされることになっている。

ガバナー公式訪問〔Governor's official visit〕国際ロータリー細則の規定に基き、地区ガバナーは就任後なるべく早い機会に管轄下の各クラブを訪問し、クラブの現況を把握し、クラブに適切な助言を与えること。会長幹事との懇談、クラブ協議会への列席、例会出席の三段階が行われる。

仮ロータリー・クラブ 新設クラブで国際ロータリーへの加盟申込書が中央事務局で正式に受理されてから、正式に加盟が承認されるまでの間、そのクラブを仮クラブと呼ぶ。仮クラブの会員はまだロータリーの徽章を使用することは出来ない。

幹事〔Secretary〕国際ロータリーの幹事と各クラブの幹事を指す場合がある。国際ロータリーの幹事は事務総長が兼任する。クラブ幹事は理事会で選任されクラブの記録作成、保存、R.Iへの報告業務などに責任を持つ。又クラブ幹事が理事でない場合は職権をもって理事会のメンバーとなる。

地区幹事は、地区の記録、保存又、R.Iへの連絡などの責任を持つ。地区ガバナースタッフの重要な責任者である。

キ

徽章〔The Emblem〕バッジの制定は4ページ参照。

徽章はロータリアンだけがその使用を認められるが、使用に就ては厳重な規制があり、個人の便箋や、他の商標などと組み合わせて使

用することは許されていない。

規定審議会〔Council on Legislation〕

13ページ参照

ク

クラブ奉仕〔Club Service〕

6ページ参照

クラブ委員の任期 各委員の任期は原則として1年であるがクラブ奉仕関係諸委員会は委員の内何人かを再任するか、又は2年の任期をもって任命することにより継続性を持たせる規定を設けるべきとされている。又、職業分類・ロータリー情報委員会については特に各委員会3名の内毎年1名づつ入れ変わるように3年の任期で任命される。

クラシフィケーション〔Classification〕 職業分類。

クラブの管轄区域内で社会的に認められているすべての職業を生産、配布（卸売、仲買、貿易等）、小売、サービス（自由業、教師等）の4グループ別に分類したもので、職業分類委員会は毎年8月末までに地域社会の調査を行い、新しい分類表を作成し会員増強の資料としなければならない。

クラブ協議会〔Club Assembly〕

17ページ参照

クラブ例会〔Club Meeting〕

18ページ参照

クラブ役員〔Officers〕

17ページ参照

クラブ理事会〔Board of Directors〕

17ページ参照

コ

国際奉仕〔International Service〕

5ページ参照

国際奉仕委員会〔International Service Committee〕

国際奉仕活動を企画し推進する任務を持っている。

委員長は理事の中から任命される。

国旗 国旗はあらゆる会合で向って左、ロータリー旗は右に掲揚する。外国旗は左、ロータリー旗をはさんで国旗は右に掲揚する。

国歌斉唱は国旗に向って行う。

公式名簿〔Official Directory〕 国際ロータリーでは毎年ロータリー年度始めに、世界中の各クラブの会長、幹事名、例会日時、例会場など掲載した公式名簿を発行し、各クラブ事務局に備えつけられている。又、会員は誰でも購入できるがこれを営業用に利用することは禁止されている。

広報委員会 ロータリーの活動をはじめ、ロータリーの歴史綱領などを一般に広報する。

国際大会〔International Convention〕

24ページ参照

サ・シ・ス・セ

財団への寄付

29ページ参照

雑誌月間〔Rotary's Magazine Month〕

25ページ参照

シニア・アクティブ〔Senior Active Member〕

16ページ参照

社会奉仕〔Community Service〕

4ページ参照

社会奉仕委員会 クラブの全会員が協力して地域社会における社会奉仕活動を行い得る様に立案、指導、援助をするとともに、クラブとしての社会奉仕活動の実施に責任を持つもので、委員長は理事の中から任命される。

職業分類委員会 毎年遅くとも8月末までにその地域の職業分類の調査を行い、充填、未充填の職業分類表を作成し、理事会の承認を経てこれを全会員に周知徹底させ、新会員推薦の資料とする。

職業分類の例外規定 アディショナル会員以外は同一職業分類の下に複数の会員は認められないが、例外として、宗教人や報道機関関係者や外交官は複数であっても認められる。

シーソ

職業奉仕 [Vocational Service] ロータリー四大奉仕部門の一つである。ロータリーの綱領には、実業及び専門職業の道徳的水準を高めること、あらゆる有用な職業は尊重さるべきこと、そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめることを鼓吹育成するとある。 5 ページ参照

職業奉仕委員会 クラブ会員の全員が自己の職業を天職と心得て誠心をもって取り組み、職業の品位を高めるよう努力する上に役立つ援助を与える方策を立案し、実行する。

委員長は理事の中から任命される。

出席委員会 会員が例会出席はもちろん、地区大会、地区協議会、I.G.F、国際大会その他あらゆるロータリーの会合に出席することを奨励する方策を立案し実施する。

親睦活動委員会 ロータリー活動の基礎となるべき会員間の知り合いを深め、友誼を深めるための諸企画を立案し、かつその社交的活動に全会員が参加する様奨励する。

スポンサー・クラブ [Sponsor Club] 特別代表の所属クラブが新クラブのスポンサークラブとなり、その育成指導するのが通例である。

青少年活動月間 [Youth Activities Month]

24ページ参照

世界社会奉仕 [World Community Service]

日本ではWCSと略称されている。ある国のクラブ又は地区が、他の国のクラブに援助を提供するプログラムで、生活水準向上に役立ち、両国間の国際理解を深めるための奉仕である。R.I事務局は、援助を求める世界のプロジェクトの登録を整備しており、クラブはこの登録を活用することができる。

世界理解月間 [World Understanding Month]

24ページ参照

ゾーン [Zone] 選出されるR.I理事の選挙区と考えてよい。日本はアジア第1～第4の中、第1・第3ゾーンに属しており、交互に1名の理事を選出する。

タ・チ

卓話 [Table Speech] 例会の昼食後約30分間行われる講話。ロータリアン以外の人が卓話者として招かれることが多いが、ロータリアンが卓話者となることも奨励される。

地域大会〔Regional Conferences〕 5年に1回を超えない範囲で、国際ロータリー理事会によって開催され、国際大会に参加出来難い遠隔の地域が選ばれる。知己を広め、理解を増進し、意見を交換する討論の場とされる。アジア・太平洋地域での地域大会は、1987年10月インドのデリーで開催された。

地区〔District〕 国際ロータリーでは世界のロータリークラブの管理を効果的にするため、クラブの存在する地域を約439の地区に分けている。地区は1人のガバナーが円滑に管理し得る広さと、クラブ数を包含している。地区の編成は国際ロータリー理事会で行う。日本は29地区に分かれている。

地区協議会〔District Assembly〕

23ページ参照

地区交換学生 日本のロータリーでは各地区ごとに海外の地区と高校生の交換留学を行っている。期間は1年間。送り出し、受け入れとも双方のロータリークラブが責任を持ち、交換学生を通じて国際理解を深め、かつ、将来の国際人を育成することにつとめている。

地区大会〔District Conference〕

23ページ参照

チャーター〔Charter〕 承認状、認証状。ロータリーでは国際ロータリー会長と地区ガバナーが署名した国際ロータリー加盟認証状のことで、クラブ名と認証年月日のほかクラブが国際ロータリー諸規定にしたがうことが明記されている。

チャーターナイト 新クラブがガバナーより国際ロータリー加盟認証状を授与される式典。全国のロータリークラブ、ロータリアンの

祝福を受ける機会でもある。

チャーター・メンバー〔Charter Member〕クラブの創立時にR.Iに加盟申請書と共に記載された創立会員。創立時には20名以上で過半数が正会員でなければならない。

テ・ト

定款・細則 ロータリーのすべての規範となるもので、国際ロータリー定款・細則、クラブ定款・細則があり、この内クラブ細則を除く全てが3年毎に開催される規定審議会以外では改正できず、クラブ細則はクラブ例会の出席会員の3分の2以上の賛成によって改正することができるが、クラブ定款及び国際ロータリー定款・細則と背馳する改正はできない。

テリトリー〔Territorial Limits〕 区域限界と訳されているが、各ロータリークラブがクラブ定款の中に明示したクラブの管轄区域のこと。この明示はクラブが国際ロータリーへ加盟の必須条件となっており、この区域変更に関しては国際ロータリーの承認を必要とする。**都市連合一般討論会**〔Intercity General Forum〕

I.G.Fと略称される。

22ページ参照

登録料〔Registration Fee〕 国際大会、地区大会をはじめあらゆるロータリーの公式行事の際の出席参加会費、何れも事前払込が原則となっている。

ニ・ネ

ニコニコ・ボックス〔Smile box〕 趣旨は会員に誕生日など喜び

ごとがあった場合、その喜びをみんなに分ち、寄せられた祝意に対し謝意を表わすため、奉仕活動の資金に若干の金銭を寄付をするというもの。従って金額の多いことを競うものではない。

専門委員会を設けているクラブが多い。

入会候補者の推薦 会員は誰でも条件に適合する会員候補者を推薦できる。候補者の氏名は書面をもって会員増強委員会や幹事を通じ理事会に提出する。この推薦は暫時秘密を保つこと。理事会は職業分類委員会と会員選考委員会の調査勧告によって審査し、承認または不承認を決定し、幹事を通じ通知される。

人頭分担金〔Per Capita Dues〕各クラブは毎年7月1日および1月1日在籍の会員1名当り年額米貨20ドルの分担金を2回に分けて納付しなければならない。これはR. Iの活動基金にあてられる。

年会費及び入会金 入会金はクラブ細則に規定されている入会金を入金承認に先んじて納入しなければならない。年会費はクラブ細則により毎年所定の期日内に納入しなければならない。

ハ・フ・ホ

パスト・ガバナー〔Past Governor〕任期を終了した元ガバナー。地区の長老として地区の運営、クラブの発展などに就いて現ガバナーの諮問に応える。

パスト・サービス会員〔Past Service Member〕

16ページ参照

パスト・プレジデント〔Past President〕元会長、会長経験者。特に直前会長はクラブ内の事情を熟知しているとして、アドバイスを求められることが多い。

フォーラム〔討論会〕

会員が役職に関係なく集まって、奉仕の四部門について、自由に討論し研究する会合。

ファイアサイド・ミーティング〔Fire-side Meeting〕

炉辺会合のこと。

22ページ参照

副会長〔Sub President〕国際ロータリーの役員の前副会長と各クラブの前副会長を指す場合とがある。何れも役員1人であり、会長不在の場合、会長の任務を代行するが、副会長は次年度の会長予定者であるという規則は無い。次年度会長予定者は会長エレクトである。

プログラム委員会 例会をはじめ、クラブの諸会合を成功させるために必要な準備と手配をする。特に例会に於ける卓話者の準備は主要な任務である。

分区〔Group in District〕

14ページ参照

分区代理〔Group Representatives〕地区に設けられた分区内の各クラブ役員に協力する任務を持つ地区ガバナーの非公式代理者。分区内クラブの会長経験者のうちから地区ガバナーによって選ばれ委嘱される。

ポール・ハリス〔Poul Percy Harris〕

3ページ参照

ポール・ハリス・フェロー〔Poul Harris Fellow〕

29ページ参照

ミ・メ・モ

名誉会員 [Honorary Member]

16ページ参照

メイクアップ [Make-up Attendance]

出席補填の意味

20ページ参照

メンバー [Member] ロータリークラブの会員

16ページ参照

ヨ・レ

四つのテスト [The Four-Way Test]

10ページ参照

米山記念奨学会

3ページ参照

四大奉仕部門 ロータリーの奉仕活動は、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の四部門に大別され、それぞれに委員会が設けられすべての会員は一つ以上の委員会に所属する。

例会出席 [Attendance at Club Meetings]

ロータリーの活動はまず例会出席から始まると言われるほど重要なロータリアンの義務であり、また、すべての会員は世界中のクラブの例会に出席する権利を有する。

19ページ参照

例会時の酒類提供 例会時に酒類を提供することは禁止されていないが、食事の一部として酒類を提供する習慣の無い国では、酒類を出さない方が良いとされている。

例会日時の変更 例会日時や場所の変更はクラブ理事会の決議によってできるが、変更日時は前回の例会から次の例会の前日までの間でなければならない。また変更日時や場所は、あらかじめガバナー事務所、近隣のクラブに通知することになっている。

ロ

ローターアクト・クラブ [Rotaract Clubs]

26ページ参照

ロータリー [Rotary] 原意は回転する輪。ロータリークラブの略。語源はラテン語rota (車輪)。同系語にローラーやローテーションなどがある。

ロータリアン [Rotarian] ロータリークラブの会員。英語のMrと同様に氏名の呼称の前につけてRotarian Satoというようにも使われる。

ロータリー・インターナショナル [Rotary International]

全世界のロータリークラブが加盟している機構。アール・アイ (R.I) と略称される。本部はシカゴ郊外エバンストンにあり、R.I 中央事務局と公称される。

ロータリー・クラブ [Rotary Club]

12ページ参照

ロータリー旗 [Rotary Flag] ロータリーの公式旗は白地。中心に徽章。クラブ旗は青色の文字で徽章の上部に“Rotary Club”下部に都市名、国家の名称を記入することができる。

ロータリー財団 [The Rotary Foundation]

5ページ参照

ロータリー財団月間 [The Rotary Foundation Month]

24ページ参照

ロータリー財団の活動

27ページ参照

ロータリー情報委員会 会員ならびに会員候補者にロータリーに関するあらゆる情報を提供し、ロータリーを正しく理解させる任務を持つ。特に入会予定者と新会員に対しては適切な教育をしなければ

ならない。

ロータリー・ソング〔Rotary Song〕 国歌斉唱は国旗に向かって唱う。ロータリーソングは壇上の人では会場の方に向きを変えて唱う。

4ページと34ページ参照

ロータリーと政治 ロータリーはいろいろな政治的見解を持つ個人の集まりであり、又国際ロータリーは、多数の国々にあつていろいろな見解をもつクラブが集つて成り立っているので、政治的問題に関して何ら団体的行動をとったり、団体としての意見を述べたりはしない。

ロータリーと自由 国際ロータリーは、思想、言論及び集会の自由、信仰の自由及び迫害からの自由などの個人の自由を支持することを明白に宣言している。従つてクラブとして特定の政党や宗教を支持する態度をとつてはならないとされている。但し個人として特定の政党、宗教を支持することは差支えない。

ロータリー年度 ロータリー年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終る。そのうち7月1日から12月31日までの期間を上半年期、翌年1月1日から6月30日までは下半年期とされている。

ロータリーの色〔Rotary Colors〕

国際ロータリーの色はロイヤルブルーと、金色の徽章の歯車本体は金色、Rotary Internationalの文字の入つている車輪の窪みはロイヤルブルーである。

ロータリーの公式用語 国際ロータリーの公式用語は英語と定められている。但し、国際大会などではフランス語やスペイン語と共に日本語でも同時通訳され、日本語の大会日報が発表されることが多

い。

ロータリーの標語

11ページ参照

炉辺会合〔Fire-side Meeting〕

22ページ参照

あ と が き

石黒地区情報委員長が突然体調を崩されたため、昭和62年12月18日の地区諮問委員会に於いて委員長代行として「ロータリアン・ハンド・ブック」作成の大使命を委任され、困惑したのが本音でしたが、この草稿が完成したのが漸く3月中旬、この草稿に際して資料を提供された多くの他地区ロータリークラブ、パストガバナー、地区内クラブよりの資料よりの引用の詳細については、紙面の都合で省略させて頂きますが、立派な論説を拝借しましたことに厚く感謝申し上げます。

日夜、誠心誠意草稿に当りましたが、その途次私事ながら自己の体調も崩す心室性期外収縮の発作が時々あり、創立会員としてロータリー25年間の有意義な人生生活にピリオドを打つ時期が来た様な状況で、この小冊子を地区情報委員会発刊のテキストとして諸先輩のご批判を頂くといいながら完了した安堵感で一杯です。

この小冊子が永遠の発展が続くであろうロータリーと、今後次々と入会する会員のためのロータリーを知る資料になり得れば幸せと思い、このチャンスを与えて頂いた秋永第250地区ガバナーに敬意を表して終稿といたします。

国際ロータリー第250地区 情報委員会
委員長代行 美幌ロータリークラブ

田 島 光 男